

財団法人 医学教育振興財団寄附行為

改正 昭和 54 年 12 月 8 日
改正 昭和 55 年 10 月 15 日
改正 昭和 57 年 10 月 12 日
改正 昭和 63 年 6 月 27 日
改正 平成 9 年 4 月 23 日
改正 平成 14 年 11 月 19 日
改正 平成 17 年 7 月 4 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人医学教育振興財団という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都文京区湯島一丁目 9 番 15 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、日本並びに諸外国の医学教育(卒後の臨床研修を含む。以下同じ。)の方向と実情とに関し、不断の調査研究を行い、その成果を医学教育機関に提供するなど、日本における医学教育の充実向上について寄与し、もって医学の振興と人類の福祉に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 医学教育に関する調査、研究及び資料の収集並びにその成果の医学教育機関に対する提供
- (2) 医学教育の方法の研究に対する助成
- (3) 医学教育機関の教職員及び学生に対する研修の実施及び援助
- (4) 医学教育資料の発行等医学教育機関から委託された事業
- (5) その他目的を達成するための事業

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産

- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 会費による収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、資産から生ずる収入その他の運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎事業年度終了後3か月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部、若しくは全

部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 18名以上20名以内(うち、理事長1名専務理事1名及び常務理事2名以内とする。)

(2) 監事 2名

2. 理事のうちから理事長1名、専務理事1名及び常務理事2名以内を理事会で選任する。

(役員を選任)

第16条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 評議員会において選任した者 ただし、選任方法については別に定める

14名以上 15名以内

(2) 理事会が推薦した学識経験者から、評議員会において選任した者 4名以上 5名以内

2. 監事は、この法人の理事又は職員以外の者のうちから評議員会において選任する。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事のうち理事長があらかじめ指名した者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3. 専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。

4. 理事は、理事会を組織して、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第21条 役員は、有給とすることができる。

2. 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員選出)

第22条 この法人には、評議員69名以上74名以内を置く。

2. 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
3. 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。
3. 職員は、有給とする。

第 5 章 会 議

(理事会の招集等)

第25条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この寄附行為の別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第27条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

(6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2. 第25条第1項及び第26条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

3. 評議員会の議長は、評議員の互選により選出する。

(議事録)

第28条 すべての会議については議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 一般会員

(一般会員)

第29条 この法人に一般会員を置く。

- 2．一般会員は、この法人の目的に賛同し、入会を申し込んだ医科大学又は医学部とし、一般会員は共同してこの法人の事業の実施に参画して事業の成果を享受する。
- 3．一般会員は、理事長が定める会費を納入するものとする。
- 4．その他一般会員に関し必要な事項は、理事長が定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第30条 この法人に賛助会員を置くことができる。

- 2．賛助会員は、この法人の目的に賛同し、入会を申し込んだ団体又は個人とする。
- 3．賛助会員は、理事長が定める会費を納入するものとする。
- 4．その他賛助会員に関し必要な事項は、理事会が定める。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解 散)

第32条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第33条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第9章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第34条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類
- (8) 収支予算書及び事業計画書
- (9) 収支計算書及び事業報告書
- (10) 貸借対照表
- (11) 正味財産増減計算書
- (12) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3. 第1項第1号及び第3号の書類、同項第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第35条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この寄附行為は文部科学大臣の認可の日(平成14年11月19日)から施行する。

ただし、第16条第1項及び第22条第1項については、平成15年4月1日から適用する。

2. 第16条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。

理 事(理事長)	懸 田 克 躬	理 事	森 村 茂 樹
理 事	三 田 俊 定	理 事	香 月 秀 雄
理 事	吉 岡 博 光	理 事	高 木 健 太 郎
理 事	富 井 武 寛		
理 事	浅 見 敬 三	監 事	緒 方 信 一
理 事	川 崎 明 徳	監 事	池 中 弘
理 事	冲 永 荘 一		